

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

- 〇土地改良事業計画の適否決定（耕地課）
- 〇土地改良事業の施行同意（耕地課）
- 〇都市計画の変更に係る図書の写し（縦覧）（都市計画課）
- 〇道路の位置指定（建築課）

告示

奈良県告示第五百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十七年十二月二十六日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十八年一月十日

奈良県知事 柿本善也

協議者	高取町 筒井 良盛
事業計画	水と農地活用促進事業（用排水路） 市尾地区
縦覧期間及び場所	平成十八年一月十一日から同月三十日まで 高取町役場

奈良県告示第五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十七年十二月二十六日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十八年一月十日

奈良県知事 柿本善也

協議者	榎 信晴
事業名	水と農地活用促進事業（ため池）
地区名	ヒョウタン池地区

奈良県告示第五百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、奈良市から大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十八年一月十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第五百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。

平成十八年一月十日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十七年十二月八日現在の地番による。）
香芝市田尻五八二番地ノ三、五八二番地ノ七及び六四四番地の各一部

- 二 申請者氏名 吉井敬人
- 三 申請者住所 香芝市田尻六八番地
- 四 道路の幅員 四・二二メートル
- 五 道路の延長 三二・四〇メートル
- 六 指定年月日 平成十七年十二月十五日
- 七 指定番号 高土第一七〇二号

【定 価】 一か月 二千三百円 一部売り 一枚につき三十円（共に、送料別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

